

## 平成29年度第10回総会（月例）議事録

日 時	平成30年1月26日（金） 午前10時開会																
場 所	本館2階 講堂																
出席委員 （16名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入来 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> </tr> <tr> <td>堂免 修</td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>福永 大悟</td> </tr> <tr> <td>横峯 明人</td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> <tr> <td>仮屋 幸孝</td> <td>弟子丸 宗一</td> </tr> <tr> <td>永尾 寛</td> <td>中村 秀彦</td> </tr> <tr> <td>外園 義興</td> <td>堀之内 薫</td> </tr> </table>	上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	岩元 節朗	堂免 修	豊留 辰男	鳩宿 隆雄	福永 大悟	横峯 明人	脇田 サトエ	仮屋 幸孝	弟子丸 宗一	永尾 寛	中村 秀彦	外園 義興	堀之内 薫
上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																
有村 伊智博	岩元 節朗																
堂免 修	豊留 辰男																
鳩宿 隆雄	福永 大悟																
横峯 明人	脇田 サトエ																
仮屋 幸孝	弟子丸 宗一																
永尾 寛	中村 秀彦																
外園 義興	堀之内 薫																
欠席委員 （3名）	上四元 正昭      園山 一則      村山 利清																
事務局	<p>事務局長    馬場</p> <p>主 幹        永野</p> <p>支局主任    引地、小山田、大小田、吉永、中村、溝川、今吉、濱畑、陣ヶ尾</p> <p>専門員      徳永、内田、有田</p> <p>主 査        栗須、内村、大久保、上原、河野、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任        松元</p>																
農政総務課	主 査        浜田																
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>3 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</li> <li>5 非農地認定に関する件</li> <li>6 農地利用変更届出に関する件</li> <li>7 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>8 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</li> <li>9 平成31年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について</li> </ol>																
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>4 農用地利用配分計画に関する報告の集計について</li> <li>5 農地パトロールの結果について</li> </ol>																

<p>議 長</p>	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第10回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中16人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員、園山委員、村山委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、福永委員、脇田委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。 議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願い致します。</p>
<p>松 元 支 局</p>	<p>本日は上四元委員が体調不良のため欠席となっておりますので、松下委員が発表委員となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
<b>議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件</b> <b>1 ページ～ 4 ページ 7 件</b>	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>2 ページ、番号 3 号につきましては、1 4 番委員の同居の親族が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、1 4 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">(1 4 番委員離席後)</p> <p>それでは、吉田、1 9 番委員お願いします。</p>
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 3 号、譲受理由：相手要望、譲渡理由：労力不足、権利の種別の内容：所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」番号 3 号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、1 4 番委員におかれましては、ご着席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(1 4 番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、谷山、1 3 番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、譲受理由：受贈、譲渡理由：贈与、権利の種別の内容：所有権移転、贈与。</p> <p>この件につきまして、補足して説明いたします。</p> <p>土地の所在地3筆のうち、2、3行目については、譲渡人の持分2分の1のみ移転致します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」6件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

<b>議題 2. 農地法第 4 条許可申請に関する件</b> <b>5 ページ～6 ページ 2 件</b>	
議 長	次に、議題 2. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、吉野、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、転用目的・施設等：資材置場、貸資材置場 275.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、宅地、西…他人畑、里道、南…宅地、市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 以上です。
議 長	次に、吉田、19 番委員お願いします。
19 番 委 員	ご報告します。 番号 2 号、駐車場、駐車場 101.00㎡、東・北…宅地、西…他人畑、南…私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第 4 条の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て第 2 種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。  これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  議題 2. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
<b>議題 3. 農地法第 5 条許可申請に関する件</b> <b>7 ページ～12 ページ 10 件</b>	
議 長	次に、議題 3 「農地法第 5 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、13 番委員お願いします。
13 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、権利の種別：所有権移転、贈与、転用目的・施設等：駐車場、駐車場 16.00㎡、法面等 153.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西・北…山林、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 この件につきましては、事務局より補足して説明いたします。

<p>谷 山 支 局</p>	<p>この件につきまして、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、皇徳寺団地の東北東側にある高さ約15mの自然法面の一部です。</p> <p>譲受人は、これまで自己所有地との思い込みから、法尻部分を開墾し15年程前から駐車場として利用していましたが、昨年、当時者間で申請地を含む民境界線の確定を行った結果、譲渡人が所有する農地の一部であるとの合意に至り、現況駐車場部分を含む法尻から法肩までの分筆した区域169㎡を、譲受人から贈与により所有権移転を受けようとするものです。</p> <p>なお、駐車場として使用する面積は、普通車1台分相当の16㎡でございますが、背後地の法面は、雑木・孟宗竹自然繁茂による非農地であり、利用者が駐車場の防災上から維持管理を要することから、1筆全体を所有権移転するものです。</p> <p>なお、譲受人には、無断転用行為の自覚及び農地法の遵守について、今後このようなことを行わないよう、代理人を通じて始末書の提出を求め指導致しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>1 3 番 委 員</p>	<p>続きまして、</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟96.05㎡、庭敷地等416.95㎡、東…渡人畑、宅地、西…市道、南…他人畑、北…渡人畑、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟97.50㎡、車庫1棟57.96㎡、庭敷地等239.54㎡、東…私道、西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきましては、事務局より補足して説明いたします。</p>

<p>谷山支局</p>	<p>この件につきまして、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、JR五位野駅と平川動物公園を直線で結んだ中間付近に位置する2種その他の農地で、住家及び車庫各1棟を建築しようとするものです。</p> <p>ところで、譲受人は、借家住いであることから予てより自宅建築用地の検討を行ない、平川町境の下福元町影原に建築用地を選定のうえ、平成29年6月には5条転用許可申請を提出し、同月開催した第3回総会に於いて都市計画法第43条の許可交付を以て許可することを決定しております。</p> <p>しかしながら、この間、都市計画法の申請手続き未了の7月5日に譲渡人が死亡されたことから、譲渡人側の相続人を決定・継承しての43条申請による許可書交付を待っておりましたが、遺産分割協議等が整わないまま今日に至り、現在も解決の目途が立っていない状況にあります。</p> <p>この様なことから、代理人を通じて譲渡人・譲受人の双方に、5条申請の取り下げを打診中でございますが、趣旨は理解されているものの譲渡人側の相続人が決定されず、連名による取り下げ願いは、提出できておりません。</p> <p>従いまして、本件の譲受人は、5条申請の重複状況にありますが、前記の経緯を踏まえ、次の観点から申請を受理致したところでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲受人には、あきらかに不誠実な行為や瑕疵はないと思われること。</li> <li>・従前の5条申請の実現性喪失により、譲受人は、別件の取下げ申請を履行する旨の誓約書を提出していること。また、譲渡人側も、取下げに異存はないこと。</li> <li>・譲受人は、借家住いで自宅取得の必要性が切迫し、当初計画の断念が余儀ない中、本申請の受付留保した場合、譲渡人家族の生活設計に及ぼす悪影響が危惧されること。</li> </ul> <p>(子供達の通学、交友関係、近隣付合、資金調達、建築費の変動、その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件申請については、新たな譲渡人との間で計画が確立しており、転用行為の履行が確実と思われること。</li> </ul> <p>なお、従前の5条申請につきましては、早期に取下げの手続きがなされるよう、代理人を通じて働きかけ、引き続き解決に向けて努めてまいります。</p> <p>以上です。</p>
<p>13番委員</p>	<p>続きまして、</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟135.80㎡、庭敷地等195.20㎡、東…私道、西…渡人畑、南・北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟102.68㎡、庭敷地等110.32㎡、東・南…宅地、西…私道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場694.00㎡、東…渡人畑、西・南…山林、北…里道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号7号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟92.62㎡、庭敷地等406.38㎡、東・北…宅地、西…市道、南…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟97.47㎡、庭敷地等223.53㎡、東…宅地、西・南…貸人畑、北…貸人畑、公衆用道路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は平成7年に土地基盤整備事業を実施しているため、農振除外後の農地区分は第1種農地となります。この第1種農地は原則として転用を許可できないところですが、申請地東側の隣接地から集落が広がっていることから、不許可の例外規定である農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当します。</p> <p>なお、周辺農地への用排水等の営農条件についても支障を生じる恐れがないことの確認もしましたので、転用はやむをえないと判断したところでございます。</p> <p>申請地は、借人の父親である貸人が所有する土地を挟んで、水路に面しており、敷地の入り口部分にパイプを埋設して、雨水等を水路に放流する計画で、貸人の承諾を得て、水路を管理する農地整備課とは協議済みです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟56.31㎡、庭敷地等344.69㎡、東…私道、渡人畑、西・南…他人畑、北…他人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から東に約3.5kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>議案書中の周囲の状況及び被害防除計画欄に雨水は里道側溝へとありますが、雨水は東側にあります、私道の持分を取得し、既設の私道側溝を通して里道側溝へ流す計画となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、6番委員お願いします。



6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、発電施設、太陽光発電1, 068.00㎡、東…国道、西…里道、南…他人畑、北…山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>本件について補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、郡山支所から、北へ約3kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>譲渡人は平成15年11月に植林転用目的で5条転用申請を行い、許可を受け、植林を行いました。根つかず、山林に地目変更するまでに至らなかったため、山林転用を断念し、理由書添付のうえ、今回の申請に至ったものです。</p> <p>譲受人は太陽光発電施設を設置するため、申請地を購入し、転用を行うものです。規模としましては、太陽光パネル270枚、発電出力49.5kWで約9世帯分の年間消費電力に相当するものです。九州経済産業局から発電設備認定の通知を平成29年1月に受けております。また、九州電力から工事負担金の請求を受けて、4月に支払いを完了していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、除外審議済の番号8号以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」10件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農地区分が除外後第1種農地である番号8号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</b></p> <p><b>13ページ～14ページ 5件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉田、桜島地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」5件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

<b>議題 5. 非農地認定に関する件</b> <b>15 ページ～17 ページ 5 件</b>	
議 長	次に、議題 5. 「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、13 番委員お願いします。
13 番委員	ご報告します。 番号 1 号、調査結果：1995-1：住家 1 棟、倉庫 1 棟、車庫 1 棟、44 年経過、現況宅地。1995-2：倉庫 1 棟、44 年経過、現況宅地。 番号 2 号、調査結果：法面として約 20 年経過、現況雑種地。 以上です。
議 長	次に、吉野、1 番委員お願いします。
1 番委員	ご報告します。 番号 3 号、調査結果：唐竹、雑木自然繁茂、約 20 年経過、現況山林。 番号 4 号、調査結果：唐竹、雑木自然繁茂、約 20 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、郡山、6 番委員お願いします。
6 番委員	ご報告します。 番号 5 号、調査結果：雑木、ゴキ竹、コサン竹自然繁茂、約 40 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 5. 「非農地認定に関する件」5 件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
<b>議題 6. 農地利用変更届出に関する件</b> <b>18 ページ 1 件</b>	
議 長	次に、議題 6. 「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、谷山、13 番委員お願いします。

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成30年3月15日、工事終了日：平成30年5月31日、周囲の状態：東・南…里道、北…水路、西…宅地、他人田、境界…ブロック積、作物…甘しょ、高さ…0.4m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>この件につきましては、事務局より補足して説明いたします。</p>
谷 山 支 局	<p>この件につきましては、補足して説明いたします。(図面掲示)</p> <p>届出地は、県立南高校からふれあいスポーツランド方向へ約1.5km進んだ、永田川と谷山中央自動車学校の間位置する、中山町の2種その他の農地です。</p> <p>もともとは、間口が約18m、奥行が約36mある長方形の水田ですが、その一部となる中央部分442㎡は、使用貸借により息子の住家建築を目的とした5条転用申請がなされ、前月の総会において許可になっております。</p> <p>なお、この許可申請地の立会に際して、転用を行わずに分断される南北2ヶ所の残地について、畑として利用するため盛土を計画していることが判明したことから、指導を行った農地利用変更届出に対して、届出書が提出されたものです。</p> <p>届出2ヶ所の内訳は、南側の幅員4.6mの里道に面する部分の面積が220㎡、北側の水路と幅員2.3mの里道に面する部分の面積が160㎡で、搬入する盛土は、いずれもシラス・黒土40cmございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6。「農地利用計画変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p><b>議題7. 農用地利用集積計画に関する件</b></p> <p><b>19ページ～36ページ 42件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題7。「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>25ページ、番号7号につきましては、14番委員自身が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、14番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>(14番委員離席後)</p> <p>それでは、番号7号につきましては、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。  25ページをご覧ください。  番号7号、地目：畑、面積1,725.00㎡、権利の種別：賃借権、設定期間10年、区分：新規。  平成30年1月31日公告予定です。  これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。  これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」番号7号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、14番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(14番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。残りの41件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>議題7.「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>19ページをお開きください。</p> <p>「議案第7号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成30年1月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権8件10,321.00㎡、全て新規、賃借権34件54,407.00㎡、うち新規33件51,077.00㎡、合計42件64,728.00㎡、うち新規41件61,398.00㎡となっております。</p> <p>次に20ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が5件、5年から10年未満が3件となっております。</p> <p>次に21ページをお願いします。</p> <p>これは、19ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が14件、5年から10年未満が12件、3年が5件、5年が2件、1年から3年未満が1件となっております。</p> <p>次に22ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権12筆、賃借権59筆、計71筆。面積は、田28,973.00㎡、畑24,070.00㎡、樹園地11,685.00㎡、計64,728.00㎡うち更新分は、3,330.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は42人。うち更新分は1人となっております。</p> <p>次に22ページから36ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

<b>議題 8. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</b>	
<b>別冊資料 2 1 件</b>	
議 長	<p>次に、議題 8. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。</p> <p>それでは、松元、15 番委員お願いします。</p>
15 番 委 員	<p>ご報告します。2 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町隠迫地区にあり、松元支所から北東へ約 2.5 km に位置し、東側は他人畑、宅地、私道、西・南側は他人畑、北側は市道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」、1 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<b>議題 9. 平成 31 年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について</b>	
<b>別冊資料 3</b>	
議 長	<p>続きまして、議題 9. 「平成 31 年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」を審議します。</p> <p>今月と来月のふた月にかけて話し合ってください、来月は最終的に提案を取りまとめていきたいと思えます。</p> <p>なお、各地区から上がってきました意見につきましては、1 月の運営連絡会において協議し、すでに国で実施されている施策を提案に上げてきているものについては、今回この中には上げておりませんのでご了承ください。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>別冊資料3の1ページをお開きください。</p> <p>「平成31年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」です。</p> <p>こちらに載せてあります提案内容等につきましては、1月の各地区推進協議会で検討・協議していただき、事務局の方へ提出をしていただいた項目です。こちらで読み上げますので、内容の審議をお願いいたします。読み上げる箇所は提案事項と提案内容です。提案の背景についてはお目通しください。</p> <p>①未相続農地の解消に向けての対策・検討について</p> <p>所有者の死亡後に相続されないままの農地について、農地のあっせんや集約または売買などを進める場合、担い手が耕作希望であっても未相続や所有権移転がされていない農地であるためそれが支障となり、農地集積をすることができず、その後放置され耕作放棄地になる傾向が多く見受けられることから、相続登記の促進を図るために農地に係る相続登記の費用負担を軽減するための措置を講じること。</p> <p>三世代前の名義の土地は、納税管理人に所有権を変更できるようにする等法改正を検討すること。</p> <p>また、貸付けによる利用だけでは所有者の変更とはならず根本的な解決につながらないため、地籍調査による現所有者への変更が早急に出来るようにするなど、農地を荒廃させないための社会政策的な観点での未相続農地の解消に向けての政策を検討すること。</p> <p>②有害鳥獣被害対策について</p> <p>年々増え続ける有害鳥獣被害は、収穫時期に被害を受けることによる営農意欲の減退、それに伴う離農者の増加等による耕作放棄地の増加など、地域の農業に深刻な影響を及ぼしている。</p> <p>有害鳥獣の個体数減少を図るための施策を講じるとともに、農作物への被害を軽減するために、イノシシ等大型動物に対しては電気柵等の設置経費に対する継続的な助成を行い、アナグマやヒヨドリ等鳥類に対する有効な防除対策を検討すること。</p> <p>また、近年においては狩猟者等も減り、捕獲体制が十分整わない現状にある。この捕獲した有害鳥獣の加工処理施設や流通システム等を国・県などで整備できれば、「狩猟者の捕獲意欲の向上による人員体制の確保」「食用としてジビエ料理の推進」「捕獲補助金等の不正受給防止」「農作物の被害減少」など利点が多い。現在では、一部の自治体で加工処理施設・流通システム等を整備し、実施している箇所はあるものの、まだまだ課題が多いように思われる。今後各自治体の枠を超え、全国的に展開できる、捕獲した有害鳥獣の加工処理施設・流通システム等の整備を検討すること。</p> <p>③壮年新規就農支援金制度の創設について</p> <p>国内の農業従事者は、加速度的に減少の一途である。その一方で農地の荒廃面積は増加していく傾向にある。</p> <p>政府はその対策として、「青年就農給付金制度」を創設して、45歳未満の担い手確保に懸命になっているが、なかなか事業効果が見えず、全国各地で担い手不足のため、農業従事者は減少しており高齢化も進んでいる状況である。</p> <p>このような中、幅広く意欲的な人材を育成確保・定着させるために、60歳定年者などを新規就農者や帰農者として活用を図るため、新たに「壮年新規就農支援金制度」の創設を検討すること。</p>
------------	---

#### ④農業後継者育成支援について

青年就農給付金は独立・自営就農であることが要件であり、親元就農のままの後継者については、対象外となっている。親元就農の後継者であっても農業のみで生計を維持するのは厳しい状況であるため、いったんは親元就農しても離農したり、そもそも後継者とならない場合も多い。

よって、後継者育成のため、就農後の所得を一定期間補償するなど支援金制度の創設を検討すること。

また、青年就農給付金は45歳未満の担い手が対象となっているため、Iターン、Uターン、定年退職者などの45歳以上の新規就農者に対する支援についても就農後の所得を一定期間補償するなどの支援金制度の創設を検討すること。

#### ⑤農業従事者の減少・高齢化解消対策について

現在、農家の大半が「後継者がいないまま高齢化し労力不足」という状況にある。

これまでの個人経営型から集落営農へと移行しなければ農業者は減少し、それによる耕作放棄地の増加が予想される。

対策として、中間管理機構による集落への農地集積のさらなる強化、高齢者が数人集まって作業ができるような農業施設を集落ごとに作る等、集落営農を推進できるような補助事業の導入を検討すること。

また、若者や定年帰農者が農業で家族を養うことができるような新規就農者支援対策の更なる拡充をお願いするとともに、地理的表示（GI）保護制度の周知・特産品のPR・販路の確保等で農業収益の向上を図ること。

#### ⑥優良農地の基盤整備等の対策推進について

中山間地域総合基盤整備事業を導入してほ場の基盤整備を行い25年過ぎたが、水田がぬかるみ、排水がきかないという共通問題が出てきた。

また、畑や農道等も同じように経年劣化が進み使用出来ない箇所も多い。

現在、補助事業等はあるものの一個人で導入できる補助事業等はなく、市に要望してもなかなか期待に応えてもらえない。農地がまとまっている地域の排水工事事業について、早急に国での基盤整備の対策推進を検討すること

また、遊休農地化がこれ以上進まないためにも、中山間地域等直接支払制度等、現在導入している補助事業などの継続をすること。

#### ⑦農道の整備、維持管理への助成について

就農者の高齢化や減少に伴い、耕作放棄地が増加しているため、農業委員会等を通じて利用権設定等の斡旋による耕作放棄地の解消、発生防止に取り組んでいるが、奥まった場所にある農地への進入路は、私有地の土手や畦を慣習的に便宜上通行し、公図上に全く存在しない区域も多々存在している。

労働力不足の補充と収穫率向上を図るため、一般農家においても軽トラックや小型農耕機具を必然的に導入しており、これらの活用が見込めない「貸し手の農地」は、「受け手が敬遠」し利用権設定に結びつかない。

よって、耕作が容易な農地の周辺環境整備を行う必要があるため、国の予算により改善の見込まれる小規模の区域についても、年次的に整備することを検討すること。

#### ⑧農道の整備、維持管理を含めた農業施策について

農地は水源かん養、自然環境の保全、美しい景観の形成など多面的な機能を有しているが、農業者の高齢化に伴い耕作放棄地が増加し、周辺の優良農地への影



	<p>響も危惧される。</p> <p>さらに、農道の雑草が繁茂し通行不可能や火災が危惧されるなど受益者による管理が困難であることから、伐開等を含めた維持管理を検討すること。</p> <p>⑨日本の農業再生について</p> <p>食料の自給率が38%まで低下し、上昇の気配はない。農家の高齢化、後継者の不足、農産物輸入自由化、遊休農地の増加など日本の農業は危機的状況にある。政府の政策は農地の集積化、企業の農業への参入推進など、真に農業を守るための政策を放棄している。</p> <p>多様な担い手の育成や国連も推進している家族農業を重視する政策に転換すべきである。</p> <p>また、農地集積ありきのみ政策では大規模化した営農組織ほど損失が大きくなる。このことから、遊休農地の解消を解決するためには農業で生活できる農政を推進することこそ、最大の解決策であることを訴えるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主な農産物の価格保障を行うこと。全ての農家への所得補償を行うこと。</li> <li>2. 担い手、新規就農者、Uターンや定年退職者の就農に手厚い援助を行うこと。</li> </ol> <p>⑩遊休農地の解消について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地利用最適化推進委員の農地あっせん活動を基本とした意欲ある担い手を掘り起こす様な施策に取り組んで頂きたい。</li> <li>2. 荒廃農地対策として、肥培管理がしやすいオリーブ等の植付等を行うことについて、奨励していただくよう要望する。</li> <li>3. 飼料米に補助金が拠出されるため増加傾向にあり、主食用米が減産に陥っているため生産増に取り組んで頂きたい。</li> </ol> <p>以上です。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>内容を検討し、提案事項を整理したいと考えますが、皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>①未相続農地の解消に向けての対策・検討についてはどうですか。</p>
1 番 委 員	<p>提案内容ですが、三世代前の土地は、納税管理人に所有権を変更できるような等法改正を検討することとありますが、ハードルが高い気がします。</p>
議 長	<p>現実的にはできないです。</p> <p>代表して管理している人が貸すとかするのは可能かもしれませんが、名義変更というのは、今のところ法整備ができないと思います。</p>
1 8 番 委 員	<p>納税管理人に所有権を変更できるようにするのではなく、納税管理人の許可があれば、貸すことができるようにするとすればいいと思います。</p>
議 長	<p>これをするように国の方で段々なりつつあるんですね。</p>

1 8 番 委 員	我々が後押しすればいいと思います。
議 長	国の方で動いているので、今回はあげなくてもいいと思いますがどうですか。
1 番 委 員	今回は、国会でも提出されているので、様子を見ればいいと思います。
議 長	様子を見るということで、よろしいでしょうか。  〔「異議なし」の声あり〕  次に、②有害鳥獣被害対策についてはどうですか。 これは、いつも出ています。各市町村も非常に力を入れています。
1 番 委 員	要望した方がいいと思います。
議 長	要望するということがよろしいですか。  〔「異議なし」の声あり〕  次に、③壮年新規就農支援金制度の創設についてはどうですか。
1 番 委 員	③、④、⑤というのは、一つにまとめて要望すればいいのではないですか。
議 長	⑨日本の農業再生の2もまとめられると思います。 ③、④、⑤、⑨をまとめて要望するということがよろしいですか。  〔「異議なし」の声あり〕  次に、⑥優良農地に基盤整備等の対策についてはどうですか。 ⑥、⑦、⑧もまとめられると思いますがどうですか。 ⑩もまとめられると思いますが、別がいいですか。
1 番 委 員	⑩の遊休農地になる原因が、⑥～⑧だと思いますので、絡んでくると思います。

議 長	<p>⑥、⑦、⑧、⑩をまとめて、整理したいと思います。よろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>⑨の1で、主な農産物の価格補償を行うこと。全ての農家への所得保障を行うこととありますが、これは、今年度から収入保険制度があります。但し、青色申告をしている人になります。</p> <p>これも様子を見るということによろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題9.「平成31年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」は、皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第11回総会で再度まとめたいと思います。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>
-----	---

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>37ページ～38ページ 2件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、吉野、1番委員お願いします。
1 番 委 員	報告します。37ページです。 照会日：平成29年12月14日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年12月28日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、38ページです。 照会日：平成30年1月10日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年1月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
<b>2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>39ページ～40ページ 9件</b>	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農用地利用配分計画に関する報告の集計について」 なお、報告事項4に際に、前回総会で質問がありました「喜入地区で今年度、中間管理機構を経由して貸し出された人数」について説明します。 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	39ページをお開きください。 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は9件です。 登記地目別では、田2筆、666.00㎡、畑27筆、12,963.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が9件。権利の種別は、所有権が9件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が8件となっております。 40ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

<b>3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> <b>41ページ～49ページ 25件</b>	
<b>事 務 局</b>	<p>41ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係はありませんでした。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が17件、駐車場が4件、その他が2件、資材置場、店舗等が各1件、合計25件となっております。</p> <p>42ページから49ページは、5条関係25件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<b>4. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について</b> <b>50ページ～66ページ 111件</b>	
<b>事 務 局</b>	<p>50ページ「報告事項4」をお願いいたします。</p> <p>平成29年12月27日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、平成29年12月31日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>使用貸借権27件43筆36,110.00㎡、賃借権84件120筆96,357.00㎡、合計111件163筆132,467.00㎡となっております。始期は平成29年12月31日からになります。</p> <p>今回の分は、11月の総会で審議していただいた農用地利用集積計画で、主に吉野と喜入の農地を中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けたものを、同公社が担い手へ貸し出したものになります。</p> <p>また、前回の総会で質問がありました「喜入地区で今回中間管理機構を経由して貸し出された人数」について報告いたします。</p> <p>喜入地区につきましては、今回は16人に81筆(76,176㎡)の農地が貸し出されました。</p> <p>尚、参考までに他地区の人数は、谷山地区 1人に8筆(9,758㎡)、吉野地区 13人に68筆(41,823㎡)、松元地区 3人に6筆(4,710㎡)、合計 33人に163筆(132,467㎡)となっております。</p> <p>51ページから66ページは先ほど説明しました農用地利用配分計画の貸借借の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

5. 農地パトロールの結果について

67ページ～68ページ

<p>事 務 局</p>	<p>10・11月の農地パトロールの結果について報告します。67ページをお開きください。</p> <p>実施期間ですが、平成29年10月30日から11月7日に実施しました。各地区での調査日は、資料をお目通しください。</p> <p>調査区域についてですが、本庁1班、谷山4班、吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの、9地区19班でございます。調査委員につきましては、資料をお目通しください。</p> <p>調査結果については、無断転用はございませんでした。また、農地利用変更届出現地調査は、谷山地区で1件、松元地区で1件ございました。調査結果につきましては、68ページをお開きください。</p> <p>谷山地区の番号1及び、松元地区の番号2、いずれについても未完了でございます。</p> <p>以上で10・11月の農地パトロールの結果報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時57分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
<p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度第11回総会（月例）開催日時は、 2月28日（水）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</li> <li>・平成29年農業委員会県内現地視察研修日時は、 2月2日（金）午前8時50分集合 9時出発 研修先：湧水町</li> </ul> <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時00分）</p>